

坂監公表第 5001 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 28 日

坂出市監査委員 稲 田 茂 樹

坂出市監査委員 山 条 真 嗣

(別紙)

財 政 援 助 団 体 の 監 査 結 果

1. 一般社団法人坂出市観光協会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

一般社団法人坂出市観光協会（以下「観光協会」という）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行ならびに建設経済部産業観光課（以下「産業観光課」という）および総務部財務課（以下「財務課」という）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

（1）坂出市観光協会運営補助金	15,500,000 円
（2）さかいで輝ノ夜 ポスター制作委託料	14,146 円
（3）香風園観月会運営補助金	1,350,000 円
（4）EV自動車ラッピングデザイン委託	20,000 円

2. 監査の実施期間

令和6年8月30日から令和6年11月12日まで

3. 実施した監査手続

観光協会に関する財政援助に係る出納その他の事務の執行について、観光協会から提出された資料および提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、産業観光課および財務課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 観光協会の概要

（1）設立目的(定款第3条)

協会は、各種観光機関、諸団体と連携し、市内を中心とした観光地の宣伝、観光業の振興を期することを目的とする。(令和4年4月26日設立)

（2）事務所所在地

坂出市元町一丁目1番1号

（3）組織(令和6年6月27日現在)

役員は7名で、その内訳は会長1名、副会長1名、専務理事1名、理事2名、監事2名である。

(4) 実施事業(定款第3条で定めている事業)

- ・観光に関する調査および研究
- ・観光来訪者への情報提供の推進
- ・観光来訪者への受入サービスの向上
- ・観光振興に寄与するイベント等の実施、協賛および後援
- ・観光宣伝および観光客の誘致
- ・旅行業法に基づく旅行業
- ・観光土産品等の物産販売
- ・観光施設の管理運営に関する受託事業
- ・その他この法人の目的を達成するに必要な事業

2. 観光協会の監査結果

観光協会に関する補助金等は適正に処理されており、財政援助に係る出納その他の事務も、概ね適正に執行されているものと認められた。

また、事業については計画に従って実施されているが、事務に関して、別記のとおり監査委員の意見を付するものである。

今後とも、設立の趣旨に沿った事業に鋭意取り組むとともに、法令等を遵守し、より一層適正な事務・事業の執行に努められたい。

3. 監査委員の意見要望

①観光案内所について

今回の監査では、現地視察も兼ねて坂出駅構内にある当協会の事務所、案内所を廻ったが、市外からの来訪者が駅改札口を出て、観光案内所を探そうとした場合、位置的に現在の場所では目に付きにくく、来訪者の中には戸惑う人や見落す人も多いのではないかと感想を持った。

また、観光案内所は、来訪者にとって訪れた街を知り、その街の雰囲気を知る目的で最初に訪れる重要な拠点となることから、今の場所では心もとなく、好立地な条件であるにも拘わらず、十分、その機能を活かしきれていないように思う。

来訪者が観光案内所の場所を的確に視認できる看板等を設置し、スムーズな誘導に繋がる導線の整備等、できるところから早急に取り組むとともに、場合によっては、約5年後に坂出駅前に完成予定の複合施設内への移転についても市と協議し働き掛けていただきたい。

②観光協会に関する情報掲載について

市のホームページへの観光協会に関する情報掲載については、リンクバナーがあるが目立っていないため、本市の観光情報に辿り着くのに時間を要する状況となっており、速やかな情報収集ができないと感じている。

市のホームページから観光協会にアクセスしやすいように文字の色を変える等、工夫をしていただきたい。

次に、観月会については、竹明かり等、照明デザインの工夫やキッチンカーの出店等により来訪者が年々増加傾向にあることは大変喜ばしいことであり、その労苦を称えたい。

今後は更なるPRに向けて、より積極的に情報発信に努め、市民のみならず、市外からの来訪者も呼び込む努力を惜しまずに取り組んでいただきたい。

③着地型旅行商品造成事業について

着地型旅行商品造成事業については崇徳上皇に関連した歴史探訪や島々を巡るツアーを実施しているが、それぞれの分野で専門的に研究している有識者ともタイアップしながら、楽しく且つ深みのあるツアーとなるよう磨きを掛けていただきたい。

④レンタル電動バイクについて

レンタル電動バイクについては、これまで市内で殆ど走行している姿を見掛けたことがなく、あまり多く利用されているようには感じられない。

その原因がレンタルの際のアプリ操作等、手続きの煩雑さや事前予約ができない等の理由から利用が伸び悩んでいるようだが、業務提携している自動車会社とも協議を重ねて、手続きの簡素化を含め利用促進に繋がる改善策を講じていただきたい。

⑤坂出市の特産物について

坂出市の特産物については、以前、人工土地に入居していた観光協会事務所内で販売されていたが、事務所閉鎖に伴い商品を置く場所の確保を理由に取り扱われなくなり今に至っている。

市民や市外から訪れた観光客が特産物を知り購入する機会が奪われて久しいのは、本市の地域経済にとっても大きな損失である。

これから坂出駅前にできる複合施設内で特産物を取扱いできるスペースの確保等、今から市と協議していただきたい。

⑥沙弥島のナカンド浜および万葉会館について

沙弥島のナカンド浜および万葉会館について、所見を述べる。

まず、ナカンド浜については、瀬戸大橋が間近に見える市内でも有数の景勝地として人気を誇っているが、周辺の道路や駐車場は雑草が繁茂し、景観が損なわれている状態となっている。

また、ナカンド浜から少し離れた沙弥島西岸に位置する万葉会館についても、前面には夕日の映える砂浜を有し、市民にとって憩いの場所となっているが、当会館の利用率はあまり高くはない状況である。

いずれの場所も、そのロケーションを活かした活用方法を早急に検討すべきであり、民間活力の導入も視野に入れたエリアとなるよう地域住民の理解や協力も得ながら、思い切った施策展開をお願いしたい。

市内には、若者が気軽に訪れて楽しめる場所がほとんど無いと言われる中で、インスタグラム等、SNSを媒体としたPRにも積極的に取り組み、多くの若者に支持される場所へとアップデートに努めていただきたい。

4. 産業観光課の監査の結果

産業観光課における観光協会に対する上記の補助金等に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

5. 財務課の監査の結果

財務課における観光協会に対する上記の補助金等に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2.社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行ならびに福祉事務所ふくし課（以下「ふくし課」という）、福祉事務所こども課（以下「こども課」という）および福祉事務所かいご課（以下「かいご課」という）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

(1) 坂出市社会福祉協議会交付金	48,838,798 円
(2) 坂出市長寿社会ふるさと福祉のまちづくり 推進事業補助金	8,400,000 円
(3) 福社会館管理費補助金	3,700,000 円
(4) 生活困窮者自立相談支援事業委託料	6,124,656 円
(5) 家計改善支援事業委託料	6,346,489 円
(6) 多機関協働事業委託料	5,932,089 円
(7) 高額療養費つなぎ資金貸付金	2,000,000 円
(8) 坂出市ファミリーサポートセンター事業委託料	3,500,000 円
(9) チャイルドシート貸出事業委託料	410,705 円
(10) 坂出市市民後見人養成事業委託料	185,000 円
(11) 成年後見制度利用促進体制整備事業委託料	534,000 円
(12) 坂出市成年後見センター運営支援補助金	7,144,470 円
(13) 生活支援体制整備事業における コーディネート業務委託料	2,791,000 円

2. 監査の実施期間

令和6年8月30日から令和6年11月12日まで

3. 実施した監査手続

市社協に関する財政援助に係る出納その他の事務の執行について、市社協から提出された資料および提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、ふくし課、こども課およびかいご課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 市社協の概要

(1) 設立目的（定款第1条）

市社協は、坂出市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。（昭和48年10月18日設立）

(2) 事務所所在地

坂出市寿町一丁目3番38号

(3) 組織（令和6年6月27日現在）

役員は15名で、その内訳は会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事7名、監事2名である。

(4) 実施事業（令和5年度事業報告）

- ・権利擁護への積極的な対応
- ・福祉総合相談センターの運営
- ・生活困窮者自立支援
- ・福祉のまちづくりの推進
- ・ボランティア活動、福祉教育の振興
- ・さかいでふれあいサービスの充実（住民参加型在宅福祉サービス）
- ・子ども・子育て支援の推進
- ・多様な社会貢献活動の機会提供
- ・地区社会福祉協議会活動への支援
- ・民生児童委員活動への協力
- ・社会福祉団体への支援と共働
- ・高齢者福祉活動・障がい者福祉活動の推進・子育て支援活動への協力
- ・災害ボランティアセンター運営の検討とネットワークの強化

- ・香川おもいやりネットワーク事業（社会福祉法人・施設、民生児童委員）
- ・介護保険事業の経営
- ・障がい者総合支援事業の経営
- ・情報提供活動の強化

2. 市社協監査の結果

市社協に関する補助金等は適正に処理されており、財政援助に係る出納その他の事務も、概ね適正に執行されているものと認められた。

また、事業については計画に従って実施されているが、事務に関して、別記のとおり監査委員の意見を付するものである。

今後とも、設立の趣旨に沿った事業に鋭意取り組むとともに、法令等を遵守し、より一層適正な事務・事業の執行に努められたい。

3. 監査委員の意見要望

①会費、募金、寄付金について

会員からの会費や市民等からの募金、寄付金については、市社協の事業を継続的に実施していく上で、非常に重要な財源となっている。

特に寄付金の一形態として香典返しの件数が、昨今の家族葬の増加に伴い、以前に比べると件数や一件当たりの金額も減少している中では、なかなか寄付金に頼るのは困難であると思うが、安定的な財源確保に向けて日々努力していただきたい。

②災害発生時におけるボランティア派遣について

災害発生時に大きな役割を担うボランティア派遣については、全国社会福祉協議会が中心となって、全国のネットワークを通じて、地域ブロック単位での支援調整が行われているようである。

被害状況にもよるが、県内や近隣の社会福祉協議会とも連携しながら、迅速且つ効果的な災害復興支援体制を整えていただきたい。

③関係団体・組織との積極的な連携および支援について

関係団体・組織との積極的な連携および支援については、高齢者や障がい者のみならず、若い世代向けの活動支援に対して市社協が側面から協力していることは、支援を必要としている人々にとって心の拠り所となるもので大いに評価したい。

しかしながら、一方では、人口減少に伴い地域の活動拠点となっている自治会やこども会等の運営が成り立たなくなり解散に追い込まれている状況にある。また、これまで地域社会に大きな役割を担ってきたPTA活動の加入をためらうケースも増えており、市社協としても関係団体とどのように関わっていけばよいのか悩ましい問題である。

今後は、市社協として、学校等への働き掛けを行う等、地域社会との接点づくりに鋭意努めていただきたい。

④非常時における迅速な職員招集や体制の構築について

災害等、非常時における迅速な職員招集や体制の構築については、職場へすぐに駆け付けて情報収集等の対応ができる職員の割合が高い方が望ましいことは元より、非常用電源の確保も重要な要素となる。

非常用電源としてポータブル電源の設置を検討しているようだが、設置台数を含めて、耐久性のある太陽光発電対応のポータブル電源の稼働も視野に入れながら、様々な角度から非常時での望ましい支援体制を整備していただきたい。

また、災害発生等の緊急時に参集した職員が効率的・効果的に緊急対応を行うことを明示した「アクションカード」の活用についても検討いただきたい。

⑤民生委員のなり手問題について

民生委員のなり手問題については、本市の場合、今のところ、充足率は高く、なり手不足には陥っていないようである。

しかしながら、一方では、地域内でのコミュニティの変質による横の繋がりや、地域活動への関心も希薄になる中で、将来のことを考えると危機的状況になることは目に見えていることから、今のうちに、民生委員の確保に関する先進事例を参考に、なり手不足を招かないよう調査研究を行っていただきたい。

⑥フードリボンプロジェクトについて

地域の大人や飲食店が、しっかりご飯を食べて社会に見守られ、元気に外を駆け回る子ども達が当たり前の光景となるよう活動していくフードリボンプロジェクトについては、関係団体と提携する自治体が増えており、市社協においても、全ての子どもの安心と元気を支える当該プロジェクトに関心を持って、市と連携しながら取り組んでいただきたい。

⑦福祉バス（ふれあいネット号）について

福祉バス（ふれあいネット号）については、購入から既に22年が経過し、老朽化や運転手の確保等、当監査委員会としても、以前より安全面を中心に買い替えも含め要望しているが、現実問題として予算の確保や人材不足等、解決しなければならない課題も多く、なかなか前に進むことができない状況にあるのは理解できる。

できれば発想を転換し、車両の小型化や安全装備が充実している車両の購入等、予算との兼ね合いも見ながら買い替えについて早急に検討していただきたい。

⑧各地区の第2層協議体について

各地区の第2層協議体について、それぞれの地区が抱える課題は様々であり、活動状況にもばらつきがある中で、地域との関わりを深めようにも、活動資金が潤沢でないため十分な活動ができないとの声がよく聞こえてくる。

例えば、高齢者向け買い物支援の場合の車両貸与等、自治体によっては可能な限

り、円滑な地域活動ができるよう支援しているケースもあり、市社協としても市と連携して物資、資金両面での何某かの支援強化を行い、少しでも第2層協議体の地域活動に支障を及ぼさないよう尽力願いたい。

4. ふくし課の監査結果

ふくし課における市社協に対する上記の補助金等に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

5. こども課の監査結果

こども課における市社協に対する上記の補助金等に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

6. かいご課の監査結果

かいご課における市社協に対する上記の補助金等に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。